

# さくらがわ

～かしこく やさしく たくましく～

学校だより 第10号

令和8年2月5日

稲敷市立桜川小学校

学校長 細谷 順一郎

## 逃げる2月

年が明けて1か月が経ちました。相変わらず厳しい寒さが続き、子供たちも厚着に身を包みながら、体を縮ませて登下校する毎日が続いています。それでも、暦上では立春を迎え、校内の木々や降り注ぐ日差しにもほんの少しずつですが春の兆しが見られるようになってきました。

さて、1月には、3年生のオオヒシクイの観察や市の歴史民俗資料館の見学、6年生の国立歴史民俗博物館の見学などの校外学習を実施し、学校では味わうことのできない貴重な体験をしてきました。一方で、どの学年でも進級や卒業に向けた取組が増えています。1年生は新入生の先輩として、2年生は中学年として、3年生は学校の中堅として、4年生は高学年として、5年生は最高学年として、そして6年生は中学生として、1つ上がる学年に向けてどのような姿を目指すのか、そのために今何を継続・改善しなければならないのかを考え、学習・生活両面において自己を高めようとする姿勢が見られ、頼もしい限りです。

保護者の皆様には、20日（金）の学年末PTAの学年懇談会において、各学年の一年間の振り返りと次年度に向けた見通しをお伝えし、子供たちのよりよい成長のために、学校と家庭のより一層の連携を図ってまいりたいと思います。2月は28日間しかないことももちろんですが、年度末の慌ただしさが加速し、あっという間に終わってしまいます。進級や卒業に向けてのかけがえのない日々を、一日一日を無駄にすることなくしっかりと振り返らせ、自己の成長を実感できるように働きかけてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



## 2月の主な行事予定

4日（水）4～6年委員会説明会（6校時）

5日（木）6年校外学習（予科練平和記念館） 新入生保護者説明会（13:45）

6日（金）6年小中交流会（桜川中学校体験入学）

### 11日（水）建国記念の日

12日（木）13時55分下校（40分短縮授業） 4・6年あんば練習（5校時）

13日（金）5年スポーツをとおした外国語活動（1組：4校時 2組：3校時）

17日（火）読み聞かせ（最終）

18日（水）スクールカウンセラー来校（PM）

1年こ小交流会 こども園年長児小学校体験（3校時）

20日（金）学年末PTA

・授業参観（5校時） ※14時20分下校

・学年懇談会（14:10） ※学校再編に関する説明会（14:45）

学校運営協議会（14:45）

### 23日（月）天皇誕生日

25日（水）縦割り班活動（ロング昼休み） ※午前中40分短縮授業

26日（木）4～6年あんば芸座引継ぎ（5校時）

27日（金）3～6年クラブ説明会（6校時）

## 県学力診断のためのテスト・市学力テストを行いました。

1月15日(木)と16日(金)に、1～3年生は市の学力テスト(国語・算数)、4～6年生は県の学力診断のためのテスト(国語・理科・算数・社会)を行いました。学年で学習した内容について、知識だけでなく思考も問われる総合的なテストでしたが、最後まで諦めずに最善を尽くそうとする姿が見られました。今後、結果をもとに計画的に復習を行っていく予定です。今月中に結果と問題を返却する予定ですので、ご家庭でもお子さんと一緒にご確認いただき、励ましていただきますようお願いいたします。



## 各種講演会より

1月14日(水)に、龍ヶ崎済生会病院産婦人科の先生をお招きして、5・6年生を対象に「生に関する講演会」を開きました。産婦人科医である先生ご自身の実体験や出産に関するエピソード、生命に関する事例等に真摯に耳を傾けながら、生命の神秘さやかけがえのない命についてじっくりと考えを深めました。



また、29日(木)には、ヤクルト販売株式会社の方を講師としてお招きして、1・2年生を対象に「おなか元気教室」を開きました。胃や小腸、大腸など、体内で消化や吸収を担っている器官についての説明や、おなかを健康に保つためのアドバイスを聞き、子供たちもとても勉強になったようです。



## いじめに対する取組について

本校では、いじめの未然防止や早期発見のために、毎月1回「なかよしアンケート」を実施し、児童の困っていることや悩んでいることを集約し、特にいじめに該当すると思われる場合は、外部機関との接続も視野に入れながら校内で共有し、組織で対応するようにしております。また、毎朝の「心の健康観察」の実施により、児童一人一人のその日の心の状態を把握し、適切な言葉かけや必要に応じた面談など児童のサポートに努めております。いじめは、「児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上も含む)で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条)」と定義されています。いじめや暴力行為は決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ます。桜川小学校では今後も、①多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校、②対等で自由な人間関係を構築する居場所としての学校、③自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む学校、④「困った、助けてほしい」と言える学校づくりに努めてまいります。

引き続き、ご家庭のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【桜川小学校 いじめ防止基本方針】[https://www.inashiki-c.ed.jp/data/doc/1749549275\\_doc\\_5\\_0.pdf](https://www.inashiki-c.ed.jp/data/doc/1749549275_doc_5_0.pdf)